

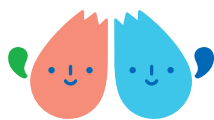
社会保険 とやま

SHAKAI HOKEN TOYAMA

2019.6

隔月発行

No.622



CONTENTS

「日本年金機構」からのお知らせ

- 算定基礎届を7月10日まで提出してください
- 月額変更届の提出について
- 平成31年4月から現物給与の価格が改定されました

「協会けんぽ」からのお知らせ

- まずは宣言から 職場から社員を元気に!
- 健診後のサポートで社員の健康づくりを

「社会保険協会」からのお知らせ

- 海の家・プール利用補助券のご案内
- ゴルフ練習場の利用補助券のご案内
- 立山室堂直通バス利用補助のご案内
- ビーチボール大会のお知らせ
- ボウリング1日教室参加者募集

広さ118万㎡に及ぶ、自然あふれる県内最大級の都市公園

県民公園太閤山ランド 〒939-0311 富山県射水市黒河4774-6 TEL 0766-56-6116

季節の移り変わりを感じられる園内にはスポーツ施設・BBQ場・こどもみらい館があり、ボートやレンタサイクル等のレジャーも幅広い世代に親しまれています。夏にはプール広場がオープンし、造波・流水プール、ウォーターボブスレーやアクアツイストなどの8つのプールが楽しめます。

『海の家・プール』共通利用補助券を配布しています。詳しくは本誌6ページへ➡



算定基礎届を 7月10日まで提出してください

手続内容

「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」(以下、算定基礎届)は、毎年7月1日現在で使用している全ての被保険者(被用者)の標準報酬月額を決定するための届出書類です。

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年8月までの各月に適用され、納めていただく保険料額の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。



ご提出いただくもの

『届出用紙』で提出する場合

- ①「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届」
- ②「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届 ―総括表―」

【該当者がいる場合のみ】

- ③「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届」(令和元年7月随時改定者)

届出用紙(算定基礎届等)については、毎年6月中旬から下旬にかけて順次、事業所様あてにお送りします。この届出用紙には、5月17日(金)までに日本年金機構で処理が完了した被保険者(被用者)の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額等を印字しております。

5月20日(月)以降に処理された届書の内容は反映していませんので、必要に応じて、届け出の際は追加・修正をお願いします。



※届出用紙による提出のほか、電子媒体(CD又はDVD)や電子申請による提出が可能です。

提出日	令和元年7月1日(月)から7月10日(水)まで お願いします
提出先	金沢広域事務センター (〒920-8626 金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル8F) または、管轄の年金事務所
提出方法	電子申請、郵送、窓口持参

※詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

月額変更届の提出について

被保険者の報酬が、昇(降)給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、毎年1回行う定時決定を待たずに標準報酬月額を見直すことができます。この見直しによる決定を随時改定といい、**次の3つの条件すべて満たす場合**に行います。

- (ア) 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- (イ) 変動月からの3ヵ月間に支払われた報酬(残業手当などの非固定的賃金も含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- (ウ) 3ヵ月とも支払基礎日数が17日以上である。

随時改定に該当する被保険者がいる場合、事業主は「被保険者報酬月額変更届/70歳以上被用者月額変更届」により当該被保険者の報酬月額等を速やかに提出してください。

※パートタイマーの随時改定も継続した3ヵ月いずれも支払基礎日数が「17日以上」が必要です。

※特定適用事業所に勤務する短時間労働者の支払基礎日数は「11日以上」が条件です。

固定的賃金とは

支払額や支払率が決まっているもので、基本給・家族手当・通勤手当・住宅手当など。

※非固定的賃金とは残業手当や日直手当、休日勤務手当、精勤手当など毎月の支払額や支給率が一定でない報酬のことです。

固定的賃金の変動には

- 昇給・降給、給与体系の変更(日給から月給への変更など)
- 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- 請負給・歩合給等の単価、歩合率の変更
- 住宅手当・役付手当の追加・支給額の変更など

2等級差が生じただけでは随時改定の対象になりません

固定的賃金の変動がなく、非固定的賃金の変動のみで2等級差が生じても随時改定の対象とはなりません。

平成31年4月から現物給与の価格が改定されました

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合(現物給与)の価格は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価格が改定され、平成31年4月1日より適用されました。

この現物給与の価格の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位:円)

富山県	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等
	1人1ヵ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1ヵ月当たりの住宅の利益の額(畳1畳につき)
	20,700	690	170	240	280	1,200

※改定箇所は赤字で表示しています。富山県以外の価格につきましては日本年金機構のホームページをご覧ください。



まずは宣言！ 職場から社員を元気に！

少子高齢化や労働人口の減少により
企業として社員の健康を守ることが求められています。

「とやま健康企業宣言」に参加しましょう！

協会けんぽ富山支部が職場の健康づくりをサポートします。

「とやま健康企業宣言」取り組みの流れ

まずはStep1
応募用紙に記
入して提出し
ます。



協会けんぽの担当者が訪
問し、事業所や社員の状況
をヒアリングした上で、取り
組み内容を決めます。

「とやま健康企業宣言」
Step1認定に向けて取
り組みを実施していき
ます。

「とやま健康企業宣言」に参加するメリット

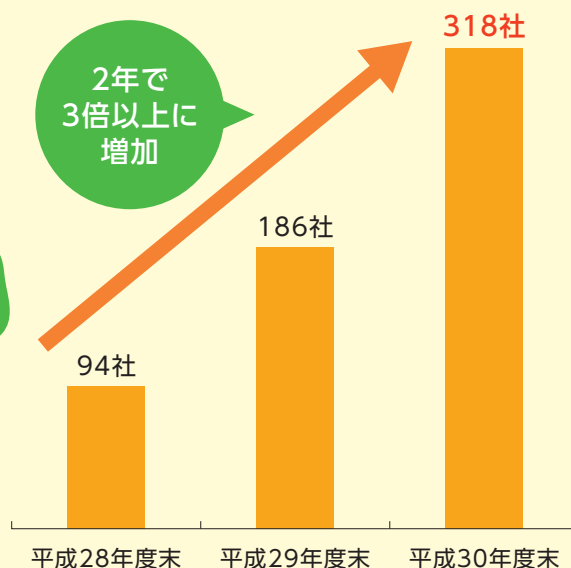
- 社員の健康増進や生産性向上を図ることができます。
- 協会けんぽが新聞やラジオ等のメディアを活用して宣言事業所をアピールします。
- ハローワーク等の求人票に宣言事業所である旨が掲載できます。
- 富山県の「とやま健康経営企業大賞」に応募できます。
- 日本健康会議の「健康経営優良法人認定制度」へのステップアップも可能です。

「とやま健康企業宣言」の
宣言事業所は年々増加し、
平成30年度末時点で
318社となりました。

宣言事業所名はホームページに
掲載しています。※

※公表の了承を得た事業所のみ

Step1応募用紙と取り組み事例集は
ホームページからダウンロードできます。



とやま健康企業宣言

検索

お問い合わせ先

企画総務グループ TEL 076-431-6156

健診後のサポートで 社員の健康づくりを

健診を受けた結果、生活習慣病のリスクのある方がこんなに！
しかし、自覚症状がないから結果が悪くてもそのまま放置してしまうことも

富山支部加入者の生活習慣病の
リスク保有率(平成29年度)

	男性	女性
腹囲	48.0%	14.5%
血圧	49.9%	30.9%
血糖	47.3%	25.1%
脂質	28.3%	9.3%

重大な病気を引き起こすリスクが高まります
〈生活習慣病〉

そのまま
にすると

動脈硬化症

高血圧症

がん
(悪性新生物)

糖尿病

脂質異常症

生活習慣病対策として唯一の有効手段です

特定保健指導を利用しましょう！

会社のご担当者様にお願いすること

あとは協会けんぽにお任せください

○時に会議室で
特定保健指導を
受けてください



対象となった方をご案内させて
いただきますので時間と実施場
所の調整をお願いします。

食べ過ぎに
気を付けて
頑張ってみます

まずはごはんの
量を減らして
みましょう



保健師・管理栄養士が会社等で面談をします。

特定保健指導は、保健師や管理栄養士の
アドバイスを受けながら、生活習慣を見
直してメタボを改善するチャンスです。

費用はもちろん無料です。

特定保健指導のご案内が届いたら
必ず特定保健指導を受けましょう。



**健診当日に特定保健指導
(初回面談)を受けられる
健診機関もあります。**

※健診当日に特定保健指導を受けられなかつた場合は、協会けんぽから対象となった方にご案内します。

お問い合わせ先 保健グループ TEL 076-431-5273



海の家・プール 共通利用補助券のご案内

利用対象者 当協会会員事業所の事業主、被保険者、被扶養者

申込方法 右記様式にて申込書を作成してください。返信用封筒に切手(下記参照)を貼付し、宛先をご記入のうえ、申込書と併せて当協会まで郵送してください。



※当協会へ直接取りに来られる場合は、事前にFAXしてください。〈FAX 076-433-3664〉

申込様式

海の家・プール 共通利用補助券申込書	
事業所名	
事業所住所 〒	
事業所記号 (例) 1-3373	
電話番号	FAX番号
担当者名	希望枚数 枚

ご利用方法 補助券に事業所名、氏名を記入し、利用される施設にご提出ください。下記の料金で利用できます。

海の家

施設名	期間	会員利用料金
栄楽荘(岩瀬浜)	7月6日～8月25日	200円
山田屋(千里浜)	7月10日～8月20日	200円

プール

施設名	期間	会員利用料金
太閤山ランド	7月21日～9月1日	一般800円／高校生500円
ミラージュランド	7月20日～9月1日	高校生以上500円

※太閤山ランド、ミラージュランドについては、中学生以下は補助券利用の対象外となりますのでご了承ください。

『ゴルフ練習場』共通利用補助券のご案内

2,000円以上のプリペイドカード購入の際に
500円の割引をいたします。

1人1枚



利用期間 令和元年6月20日～令和2年3月31日まで

利用対象者 協会会員事業所の事業主、被保険者、被扶養者

申込方法 右記様式にて申込書を作成してください。返信用封筒に切手(*下表参照)を貼付し、宛先をご記入のうえ申込書と併せて当協会まで郵送してください。

※券売機で、プリペイドカードを購入される前に受付へ補助券を提出してください。

※当協会へ直接取りに来られる場合は、事前にFAX(076-433-3664)してください。

申込様式

ゴルフ練習場 共通利用補助券申込書	
事業所名	
事業所所在地 〒	
協会会員番号 (例) 1-3373	
電話番号	FAX番号
担当者名	希望枚数 枚

対象施設



古沢ゴルフクラブ
(富山市)



ゴルフ練習場
アンテロープ(魚津市)

「海の家・プール」「ゴルフ練習場」事業所規模上限枚数

事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金
1～9人	10枚	82円	200～299人	80枚	140円
10～29人	20枚		300～399人	100枚	
30～49人	30枚		400～499人	150枚	
50～99人	40枚	92円	500～749人	200枚	205円
100～199人	50枚		750～999人	250枚	
			1,000人以上	300枚	

※利用補助券については、配布枚数を事業所規模(賛助会費区分)に応じ、左表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

※発行枚数に限りがありますので、なくなり次第配布を終了させていただきます。

お申し込み・お問い合わせ

一般財団法人 富山県社会保険協会
〒930-0805 富山市湊入船町3-30 KNB入船別館2F

TEL 076-433-3663
FAX 076-433-3664

立山室堂直通バス 利用補助のご案内

乗り継ぎなしで室堂へ直行!

利用期間 7月～10月

利用対象者 当協会会員事業所の事業主、被保険者、被扶養者(大人のみ)

申込方法 「富山地鉄乗車券センター」へ直接電話で予約をした後に、下記申込様式にて申込書を作成のうえ返信用封筒(82円切手貼付)を同封し当協会へ送付してください。後日、利用日を明記した「室堂直通利用補助券」を送付しますので、乗車券を購入される際、「富山地鉄乗車券センター」へ提出してください。
(当協会へ直接補助券を取りに来られる場合は、FAX(076-433-3664)でのお申込みも可能です。)

1人1枚

2,000円/1人を補助いたします。

大人(中学生以上)往復

6,000円→**4,000円**



注 意

- ①セットプラン(宿泊や他線のセット)や、インターネットでのお申込みの支払い、コンビニでの支払いに、使用することはできません。
- ②往復の利用(大人)に限ります。(適用期間は往路乗車日から5日以内となります)
- ③天候等の都合で利用日の変更をされた場合は、記載してある日付を訂正してお使いください。

申込様式 ※ご予約は「富山地鉄乗車券センター」TEL 076-442-8122(9時～17時まで)

立山室堂直通バス 利用補助券申込書

事業所名			
協会番号	(例) 1-3373		
事業所住所・電話番号	〒	TEL ()	—
代表者名			
予約年月日	月	日 ()	利用者人数 人
健康保険証番号	利用者氏名	年齢	
		才	
		才	

※乗車時刻等の詳細は「富山地方鉄道夏山バス(室堂線)」のホームページをご覧ください。
発行枚数に限りがありますので、なくなり次第配布を終了いたします。

第26回ビーチボール大会のお知らせ

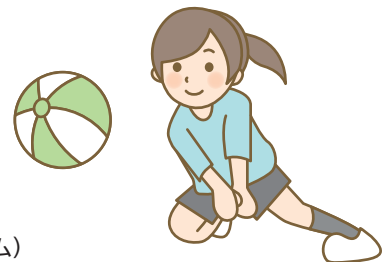
今年のビーチボール大会は9月28日(土)です

会場 富山県総合体育センター

参加資格 協会管掌・組合管掌健康保険の事業主、被保険者及び配偶者

競技区分 混合の部(試合に出場する男性が2名以内であること)

参加料 1000円/会員事業所(1チーム) 3000円/非会員事業所(1チーム)



8月1日より受付開始です。詳細は8月21日発行の「社会保険とやま」又は協会ホームページの最新情報をご覧ください。

お申し込み・お問い合わせ

一般財団法人 富山県社会保険協会
〒930-0805 富山市湊入船町3-30 KNB入船別館2F

TEL 076-433-3663
FAX 076-433-3664

／ 目指せSTRIKE! ／ ボウリング1日教室 参加者募集

プロボウラー・インストラクターが
上達のコツをご指導いたします。



開催日時 7月27日(土) 10:00～12:00(9:30～受付開始)

場 所 富山地鉄ゴールデンボウル 富山市千歳町1-1 TEL 076-431-2131

参 加 費 1人500円(ゲーム代・テキスト代・貸靴代を含みます。当日会場でお支払いください)

定 員 先着40名

対 象 者 当協会会員事業所の事業主、被保険者及びご家族(小学生以上)

申込締切 7月19日(金)

申込方法 下記様式にご記入のうえFAX(076-433-3664)でお申し込みください。

※定員に限りがあります。定員に達した場合は、FAXでご連絡いたします。当協会から連絡がない場合は、当日直接ご参加ください。

申 込 書

事業所名	事業所所在地 〒 -		
協会番号 (例 1-3373)	電話番号 () -	FAX番号 () -	
氏 名	年 齢		
希望コース	初 心 者 コ ー ス ・ 中 級 者 コ ー ス ※ご希望のコースを○で囲んでください。		

日本年金機構からのお知らせ

令和元年7月・8月の年金出張相談所

相談時間 午前10時～午後3時

- 基礎年金番号通知書・年金手帳、年金証書、各種通知書や印鑑等をご持参ください。
- 代理の方がお越しになる場合は、委任状をお持ちください。
- 個人情報保護のため、本人確認にご協力願います。

富山管内

大沢野行政サービスセンター 7月12日(金) 8月 9日(金)
 大山地域市民センター 7月10日(水) ———
 八尾健康福祉総合センター 7月 3日(水) 8月 7日(水)
 婦中行政サービスセンター 7月19日(金) 8月16日(金)

高岡管内

氷見市役所 7月10日(水) 8月14日(水)
 氷見商工会議所 7月24日(水) 8月28日(水)
 射水市役所 7月16日(火) 8月20日(火)

魚津管内

滑川市役所 7月11日(木) 8月 8日(木)
 上市町働く婦人の家 7月23日(火) 8月27日(火)
 立山町民会館 7月 4日(木) 8月 1日(木)
 入善町役場 7月18日(木) 8月15日(木)
 朝日町役場 7月17日(水) 8月21日(水)

砺波管内

小矢部市役所 7月 2日(火) 8月 6日(火)
 城端行政センター 7月 9日(火) 8月13日(火)
 福光行政センター 7月25日(木) 8月22日(木)

来訪相談のご予約は

「予約受付専用電話」へ **0570-05-4890**

- 受付時間 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは
03-6631-7521へ

年金相談についての一般的なお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」へ **0570-05-1165**

- 受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)
 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは
03-6700-1165へ

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ(事業所、厚生年金加入者向け)

「ねんきん加入者ダイヤル」へ **0570-007-123**

(事業所、厚生年金加入者向け)

- 受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
 第2土曜日 午前9:00～午後5:00
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは
03-6837-2913へ

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ **0570-058-555**

- 受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)
 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは
03-6700-1144へ

富山年金事務所 **076-441-3926**

高岡年金事務所 **0766-21-4180**

魚津年金事務所 **0765-24-5153**

砺波年金事務所 **0763-33-1725**

受信後は、ご案内のアナウンスが流れます。ご希望の番号を選択いただくことで担当者へのお取次ぎをいたしますので、その後、ご用件を申し付けください。

【発行】一般財団法人 富山県社会保険協会 富山市湊入船町3-30 TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664
<http://www.shaho-toyama.or.jp/>

【記事提供】日本年金機構中部地域部 / 全国健康保険協会富山支部
 (富山・高岡・魚津・砺波年金事務所)

令和元年6月20日

〈制作・印刷〉
 株式会社富士印刷